

○厚生労働省令第百五十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百十四条第二項中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により申請者に係る本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報）を「申請者に係る機構保存本人確認情報」（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報）」に改め、同条第四項中「住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該申請者に係る本人確認情報」を「当該申請者に係る機構保存本人確認情報」に改める。

第二条 健康保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び番号」の下に「又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」を加え、同条第三項中「届書に」の下に「個人番号又は」を加える。

第二十四条第一項中「取得したときは、」の下に「個人番号又は」を加える。

第二十八条中「提出しなければならない」の下に「（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険

者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときを除く。）」を加え、「被保険者であるときは、」の下に「個人番号又は」を加える。

第二十八条の二の見出しを「（被保険者の住所変更の届出）」に改め、同条第一項中「協会が管掌する健康保険の被保険者の」を削り、「厚生労働大臣」の下に「又は健康保険組合」を加え、「当該」を「協会が管掌する健康保険の」に改め、「被保険者であるときは、」の下に「個人番号又は」を加える。

第二十九条第一項中「喪失したときは、」の下に「個人番号又は」を加える。

第三十二条第一項第一号中「及び番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第三十六条の二の見出しを「（被保険者の住所変更の申出）」に改め、同条中「協会が管掌する健康保険の」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき又は当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であつて、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときは、

この限りでない。

第三十七条第二項第一号中「基礎年金番号」を「個人番号又は基礎年金番号」に改める。

第三十八条第一項第一号中「生年月日」の下に「、個人番号（個人番号を有する者に限る。）」を加える。

第三十八条の二及び第三十八条の三中「被保険者であるときは、」の下に「個人番号又は」を加える。

第四十二条第一号、第四十三条、第四十九条第一項第一号、第五十六条第一項第一号、第六十一条第二項第一号、第六十二条の四第二項第一号、第六十六条第一項第一号、第八十二条第一項第一号及び第八十三条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第八十四条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同項第六号中「場合においては、」の下に「個人番号又は」を加え、「年金証書又は」を「年金証書若しくは」に改め、「年金コード又は」を「年金コード若しくは」に改める。

第八十五条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項第一号中「書類」の下に「（保険者が

機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。」を加える。

第八十六条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同条第二項第一号中「証明した書類」の下に「（保険者が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第八十七条第一項第一号、第八十八条第一号、第九十六条第一項第一号、第九十八条の二第一項第一号、第九十九条第一項第一号、第一百三条の二第一項第一号、第一百五条第一項第一号、第一百九条第一項第一号、第一百九条の十第一項第一号及び第一百九条の十一第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第一百十三条第二項に次の一号を加える。

六 個人番号

第一百十四条第二項に次の一号を加える。

七 個人番号

第一百十四条第二項中「（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構

保存本人確認情報をいう。第四項において同じ。」を削る。

第三百三十四条の表第三十二条第一項の項中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第三百三十五条第三項及び第三百三十五条の二第三項中「届書に」の下に「個人番号又は」を加える。

第四百十一条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、保険者が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第六百六十八条第一項に次の一号を加える。

五 当該特定健康保険組合が特例退職被保険者に係る保険給付の支給に関する事務に個人番号を利用し、申出を行う者が個人番号を有しているときは、その番号

第六百六十八条第二項第一号中「写し」の下に「（特定健康保険組合が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第六百六十九条第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第三条 健康保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第六十二条の四第三項に次のただし書を加える。

ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第八十四条第五項に次のただし書を加える。

ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第八十六条第二項第二号中「書類」の下に「（保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第九十八条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第百九条第三項に次のただし書を加える。

ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第百九条の十第三項に次のただし書を加える。

ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第百六十八条第二項第二号中「写し」の下に「（特定健康保険組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書等と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第四条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「基礎年金番号（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）」を削り、同項第二号中「及び番号」の下に「並びに個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は基礎年金番号（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第十二条中「提出しなければならない」の下に「（厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加え、「被保険者であるときは、」の下に「個人番号又は」を加える。

第十三条中「被保険者であるときは、」の下に「個人番号又は」を加える。

第十四条中「喪失したときは、」の下に「個人番号又は」を加える。

第十五条中「被保険者であるときは、」の下に「個人番号又は」を加える。

第十七条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第二十五条に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第二十六条第一項第一号中「生年月日」の下に「、個人番号（個人番号を有する者に限る。）」を加える。

第二十七条第二項及び第二十七条の二第二項中「場合においては、」の下に「個人番号又は」を加える。

第三十条第一号、第三十二条、第三十七条第一項第一号、第四十七条第一項第一号、第五十条第二項第一号、第五十三条第二項第一号、第五十七条第一号、第五十八条第一項第一号、第六十四条第一項第一号

、第六十七条第一項第一号及び第六十八条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第六十九条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同項第六号中「場合においては、

」の下に「個人番号又は」を加え、同項第七号中「年月日、」の下に「個人番号又は」を加える。

第七十一条第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第七十二条第一項第二号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同項第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第二項第一号中「書類」の下に「（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第七十三条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同条第二項第一号中「証明した書類」の下に「（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第七十九条第一項第一号、第八十四条第一項第一号、第八十七条第一項第一号、第八十八条第一項第一号、第九十三条第一項第一号、第九十五条第一項第一号、第九十九条第一項第一号、第一百八条第一項第一号、第一百九条第一項第一号及び第一百十三条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第一百十五条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同項第八号中「年月日、」の下に「個人番号又は」を加える。

第一百七十七条から第二百二十二条までの規定中「基礎年金番号」を「個人番号又は基礎年金番号」に改める。

第二百二十三条第一項第三号中「者の」の下に「個人番号又は」を加え、同条第二項第二号中「書類」の下に「（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第二百二十四条第一項第三号中「受給権者の」の下に「個人番号又は」を加える。

第二百二十六条第一項第二号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第二百二十九条第一項第二号中「あつては、」の下に「個人番号又は」を加え、同項第三号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同条第三項第二号中「書類」の下に「（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加え、同条第四項第一号中「者の」の下に「個人番号又は」を加える。

第二百三十条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第二百三十一条第一項第二号中「あつては、」の下に「個人番号又は」を加え、同項第五号中「者の」の下に「個人番号又は」を加え、同条第二項第一号中「書類」の下に「（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加え、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、第二項第一号について、協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第三百三十三条第一項第四号中「者の」の下に「個人番号又は」を加える。

第三百三十四条第一項第二号中「基礎年金番号」を「個人番号又は基礎年金番号」に改め、同条第二項第一号中「抄本」の下に「（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第三百三十五条第一項第二号中「基礎年金番号」を「個人番号又は基礎年金番号」に改める。

第三百三十六条第一項第二号中「生年月日並びに」の下に「個人番号又は」を加え、同条第二項第一号中「書類」の下に「（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第三百三十七条第一項第二号中「基礎年金番号」を「個人番号又は基礎年金番号」に改め、同条第二項中「抄本」の下に「（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第三百三十八条第二号中「基礎年金番号」を「個人番号又は基礎年金番号」に改める。

第三百三十九条第一項第二号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同条第二項第一号中「書類」の下に「（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第四百十条第一項第六号中「者の」の下に「個人番号又は」を加え、同条第二項第一号中「書類」の下に「（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第四百十四条第三号及び第四百四十八条第四号中「者においては、」の下に「個人番号又は」を加える。

第四百六十一条第三項及び第四百六十一条の二第三項中「届書に」の下に「個人番号又は」を加える。

第四百六十八条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同条第二項第一号中「書類」の下に「（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第五条 船員保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第五十条第三項に次のただし書を加える。

ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第五十三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第六十四条第二項中「証拠書類」の下に「（協会が番号利用法第二十二条の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第六十九条第五項に次のただし書を加える。

ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第七十三条第二項第二号中「書類」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第八十七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報
の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第九十九条第三項に次のただし書を加える。

ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報
の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第一百八条第三項に次のただし書を加える。

ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報
の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第一百十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報
の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第二百二十三条第二項第一号中「事由書」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により

年金証書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。」を加える。

第二百二十四条第三項第一号中「抄本」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加え、同項第二号中「書類」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第二百二十六条第二項第四号中「書類」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第二百二十九条第三項第一号中「除かれた戸籍の謄本」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加え、同項第三号中「書類」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

、同項第五号中「書類」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第三百三十条第二項第一号中「抄本」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加え、同項第三号中「書類」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第三百三十一条第二項第三号中「除かれた戸籍の謄本」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加え、同項第四号中「書類」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加え、同項第五号中「書類」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第三百三十四条第二項第二号中「年金証書」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により

年金証書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。」を加え、同項第三号中「謄本」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第三百三十五条第二項中「添えなければならない」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第三百三十六条第二項第二号中「事由書」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第三百三十七条第二項中「年金証書」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第三百三十九条第二項第三号中「除かれた戸籍の謄本」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

い。」を加える。

第四百四十条第二項第四号中「書類」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第六条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の九第一項第一号中「居住地」の下に「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改め、同項第五号中「氏名」の下に「及び個人番号」を加え、同条第三項第一号中「居住地」の下に「、個人番号」を加え、同項第二号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改める。

第七条の二十三第二項第一号中「居住地」の下に「、個人番号」を加え、同項第二号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改める。

第十八条の五、第十八条の六、第十八条の二十一及び第十八条の二十六中「生年月日」の下に「、個人

番号」を加える。

第二十二條第一項第一号及び第二項第一号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加え、同項第二号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改め、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第二十二條第五項中「都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）」を「都道府県等」に改める。

第二十五條の七、第二十五條の十七、第二十五條の十九及び第二十五條の二十六の三中「生年月日」の下に「、個人番号」を加える。

第三十六條の二十六第一項第一号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは

、当該書類を省略させることができる。

第三十六条の四十中「生年月日」の下に「、個人番号」を加える。

第三十六条の四十一第一項第一号及び第二号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県知事は、第五号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第三十六条の四十一第四項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県知事は、前項第五号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(予防接種法施行規則の一部改正)

第七条 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三十一中「第三十条の七第四項及び第六項」を「第三十条の十及び第三十条の十二」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改める。

第八条 予防接種法施行規則の一部を次のように改正する。

第二条の七第五号を第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 予防接種を受けた者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する「個人番号」をいう。以下同じ。）

第十条から第十一条の五までの規定中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一条の九第一項第一号中「及び死亡の当時有していた住所」を「死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一条の十第一項第一号中「及び死亡の当時有していた住所」を「死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一条の十二第一項第一号及び第十一条の十三第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一条の十六第一項第一号中「及び死亡の当時有していた住所」を「死亡の当時有していた住所及

び個人番号」に改め、同項第二号及び第三号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一条の十七第一項第一号中「及び死亡の当時有していた住所」を「死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、同項第三号中「及び当該先順位者がその死亡の当時有していた住所」を「当該先順位者がその死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改める。

第十一条の二十第一項第一号中「及び死亡の当時有していた住所」を「死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第十一条の二十一第一項第一号中「及び死亡の当時有していた住所」を「死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、同項第三号中「及びその者がその死亡の当時有していた住所」を「その者がその死亡の当時有していた住所及び個人番号」に改める。

第十一条の二十三第一項第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び支給前死亡者との身分関係」を「個人番号及び支給前死亡者との身分関係」に改める。

第十一条の二十六を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

市町村長は、この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正)

第九条 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。)」に改める。

別表第二号を次のように改める。



別表第二号(第二条関係)

身体障害者手帳交付申請書

平成 年 月 日	
本籍地	
居住地	
職業	
教育※	
氏名	
個人番号	
年 月 日生	印
都道府県知事（市長）殿	
私身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳を交付願いたく関係書類を添えて申請致します。	

15 歳未満の児童

教育※

氏名

年 月 日生

個人番号

(備考)

- 1 身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになっている。この場合には、児童の氏名、生年月日及び個人番号を 欄に記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。
- 2 ※は18歳未満の児童についてのみ記入すること。
- 3 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)

第十条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。)」に改める。

第十一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第二十三条に次のただし書を加える。

ただし、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。))においては、指定都市の長。第三十条において同じ。)は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第三十条中「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(

以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市の長」を削る。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の一部改正）

第十二条 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、国内に住所を有する先順位者が同条第一項第一号の規定により当該権利を失ったときは、この限りでない。

様式第一号を次のように改める。



様式第一号（第1条、第14条関係）

（表面）

障害年金（障害一時金）請求書

—01—11—11—				審査データ番号									
戦	(フリガナ)												
	氏 名												
	性 別	生 年 月 日						※					
	男 女												
	身 分						陸 海 の 別						
							陸 軍 海 軍						
傷	障 害 の 原 因 と な っ た 傷 病 名												
	傷病の発生年月日		障害一時金の選択										
			選択する 選択しない										
病 者	(フリガナ)												
	退職当時の 本 籍												
	(フリガナ)												
	住 所	(千 —) (電 話 — —)											
	個 人 番 号												
障害年金等の受領者								他法給付の有無					
本人 相続人 成年後見人等 継続代理人								有 無					

（注意） 裏面も記載して下さい。

(裏面)

扶 養 親 族	1	(フリガナ)			続柄	性別	生年月日					
		氏名				男女						
	2	(フリガナ)			続柄	性別	生年月日					
		氏名				男女						
	3	(フリガナ)			続柄	性別	生年月日					
		氏名				男女						
	4	(フリガナ)			続柄	性別	生年月日					
		氏名				男女						
	5	(フリガナ)			続柄	性別	生年月日					
		氏名				男女						
相 続 人	(フリガナ) 氏名											
	性別		生年月日		被相続人との続柄							
	男 女											
	(フリガナ) 住所	(〒 —) (電話 — —)										
個人番号												
備考					予備番号							

上記により、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による障害年金（障害一時金）を請求します。

平成 年 月 日

フリガナ

氏名 _____ (印)

厚生労働大臣 殿

様式第十五号を次のように改める。



様式第十五号(第 25 条、第 26 条、第 35 条関係)

(表面)

遺 族 年 金 請 求 書
遺 族 給 与 金

—01—11— —			審査データ番号			
死 亡 し た 者	(フリガナ)					
	氏 名					
	性 別	生 年 月 日		死 亡 年 月 日		
	男 女					
	身 分	陸 海 の 別		他 法 給 付 の 有 無		
		陸 軍 海 軍		有 無		
	(フリガナ) 除 籍 時 の 本 籍 傷 病 発 生 当 時 の 勤 務 先					
遺 族 (一)	(フリガナ)					被選定人であるかないかの別
	氏 名					被選定人である 被選定人でない
	続 柄	性 別	生年月日		※	
		男 女				
	(フリガナ)					
	住 所	(〒 —) (電話 — —)				
	個 人 番 号					
	遺 族 年 金 等 の 受 領 者					
	本人 相続人 親権者等 成年後見人等 継続代理人					

(注意) 裏面も記載して下さい。

(裏面)

遺族	(フリガナ)								
	氏名								
	続柄	性別	生年月日		※				
		男女							
	(フリガナ)								
(二)	住所	(〒 —) (電話 — —)							
	個人番号								
	遺族年金等の受領者								
	本人 相続人 親権者等 成年後見人等 継続代理人								
相続人	(フリガナ)								
	氏名								
	性別	生年月日		被相続人氏名		被相続人との続柄			
	男女								
	(フリガナ)								
	住所	(〒 —) (電話 — —)							
	個人番号								
備考						予備番号			

上記により、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による遺族年金を請求します。
遺族給与金

平成 年 月 日

フリガナ

氏名 _____ (印)

厚生労働大臣 殿

様式第二十二号を次のように改める。



様式第二十二号（第 36 条の 2、第 38 条関係）

（表面）

弔 慰 金 請 求 書

—01—11—31—31		審査データ番号			
死 亡 し た 者	(フリガナ)				
	氏 名				
	性 別	生 年 月 日	死 亡 年 月 日		
	男 女				
	身 分		陸 海 の 別		
			陸 軍 海 軍		
	(フリガナ) 除籍時の本籍地 傷病発生当時 の 勤 務 先				
遺 族	(フリガナ)				
	氏 名				
	個 人 番 号				
	続 柄	性 別	生 年 月 日	※	
		男 女			
住 所	(フリガナ)				
		(〒 —) (電話 — —)			

（注意） 裏面も記載して下さい。

(裏面)

相 続 人	(フリガナ)										
	氏 名										
	個 人 番 号										
	性 別	生 年 月 日					被相続人との続柄				
	男 女										
	(フリガナ)										
住 所	(〒 —) (電話 — —)										
代 理 人	区 分	1 親権者等 2 成年後見人等 3 代理人									
	(フリガナ)										
	氏 名										
	性 別	生 年 月 日									
	男 女										
	(フリガナ)										
住 所	(〒 —) (電話 — —)										
国債の受領を市区町村長に委任したときはその市区町村長名											
国 債 受 領 希 望 取 扱 店 名											
(フリガナ)											
元 利 金 支 払 場 所											

上記により、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による弔慰金を請求します。

平成 年 月 日

フリガナ

氏 名



厚生労働大臣 殿

(未帰還者留守家族等援護法施行規則の一部改正)

第十三条 未帰還者留守家族等援護法施行規則(昭和二十八年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。



氏名		未帰還者との続柄	生年月日	職業	月収額	個人番号	氏名	生年月日	未帰還者に 関する事項	生存資料	昭和 平成 年月日 において生存の資料あり。	終戦時の 職業 又は身分	本籍	留守家族に 関する事項
最寄の郵便局名														
郵便局														

平成 年 月 日

備考

- 一 未帰還者が未復員者である場合は、「終戦時の職業又は身分」欄に、所属部隊名及び階級（官等）を記載すること
- 二 申請者が被選定人である場合は、申請者氏名の上にその旨を附記すること。
- 三 申請者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

申請者
住 氏
所 名

様式第三号を次のように改める。



様式第四号を次のように改める。



様式第四号

葬 祭 料 支 給 申 請 書

死亡した者					氏 名	生 年 月 日
死亡した原因	死亡した場所	死亡年月日	終戦時 又は身分職			
					最寄の郵便局名	
					郵便局	

右申請します。

平成 年 月 日

申請者 個人番号

住所

死亡した者との続柄

氏 名

都道府県知事 殿

備考 一 死亡した者が未復員者である場合は、「終戦時の職業又は身分」欄に所属部隊名及び階級（官等）を記載すること。

二 申請者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれにより記載すること。

様式第五号を次のように改める。



様式第五号

遺骨引取経費支給申請書

死亡した者					生 年 月 日
死亡した原因	死亡した場所	死亡年月日	終戦時の身分	氏名	
					最寄の郵便局名
					郵便局

右申請します。

平成 年 月 日

申請者 個人番号

住所

死亡者との続柄

氏名

都道府県知事

殿

備考 一 死亡した者が未復員者である場合は、「終戦時の職業又は身分」欄に所属部隊名及び階級（官等）を記載すること。

二 申請者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

様式第十三号を次のように改める。



様式第十三号

障害一時金支給申請書

氏名			生年月日		
帰還（復員）年月日			上陸港名		
引揚証明書発行年月日			引揚証明書番号		
未帰還者留守家族等援護法による療養の給付又は療養費の受否並びに受けた者については認定年月日、番号及びその期間			個人番号 最寄の郵便局名 郵便局		
終戦時の職業又は身分					

右申請します。

平成 年 月 日

申請者 住所 氏名

厚生労働大臣 殿

備考 一 障害一時金の支給を受けようとする者が、未復員者であつた者である場合においては、「終戦時の職業又は身分」欄に、

所属部隊名及び階級（官等）を記載すること。

二 欄外の申請者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

(労働者災害補償保険法施行規則の一部改正)

第十四条 労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「都道府県知事(同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関)」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「同条に規定する機構保存本人確認情報」に改める。

第十五条 労働者災害補償保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第十条第三項第一号中「書類」の下に「(未支給の保険給付が年金たる保険給付であるときは、厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができるときは、この限りでない。)」を加える。

第十四条の二第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号(以下「

個人番号」という。」に改める。

第十五条の二第一項第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号」に改め、同項第二号中「有無」の下に「並びに請求人の個人番号」を加える。

第十五条の三第一項第二号及び第十五条の四第一項第二号中「住所」の下に「個人番号」を加える。

第十八条の二第二項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第二十一条第二項第一号中「抄本」の下に「（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加え、同条第五項を削る。

第二十一条の二第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、「場合」の下に「並びに新たに個人番号の通知を受けた場合」を加え、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、前項の届出について、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第十六条 労働者災害補償保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項第一号中「平成二十五年法律第二十七号」の下に「。以下「番号利用法」という。」を加え、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第十五条の二第三項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第十八条の二第四項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第二十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定

個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。

第二十一条の二第四項中「ただし、」の下に「第一項の届出について、厚生労働大臣が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができること又は」を加える。

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第十七条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「生年月日」の下に「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)」を加え、同項第三号中「同じ。)」の下に「及び個人番号」を加える。

第五条第一項第二号、第五条の二第一項第二号、第五条の四第一項第二号、第五条の八第一項第一号並びに第五条の九第一項第一号及び第二項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第七条第一項第一号及び第七条の四第四項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改める。

第八条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 被保険者の個人番号

第九条第一号中「氏名」の下に「、個人番号」を加える。

第十条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 世帯主の個人番号

第十条の二第一項第一号中「生年月日」の下に「並びに変更後の世帯主の個人番号」を加える。

第十一条第一号中「氏名」の下に「及び個人番号」を加える。

第十二条第一号中「氏名」の下に「、個人番号」を加える。

第十五条第一項中「住所及び届出年月日」を「住所、個人番号及び届出年月日」に改める。

第二十四条の三第一号、第二十六条の三第一項第一号、第二十六条の五第二項第一号及び第二十六条の

六の四第一項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改める。

第二十七条第一項第一号中「氏名」の下に「又は個人番号」を加える。

第二十七条の五第一項第一号中「氏名」の下に「及び個人番号」を加える。

第二十七条の十一第一項第一号、第二十七条の十二の二第二項第一号、第二十七条の十三第一項第一号、第二十七条の十四の二第二項第一号及び第二十七条の十四の四第一項第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号」に改める。

第二十七条の十七第一項第一号中「氏名」の下に「及び個人番号」を加える。

第二十七条の二十六第一項第一号及び第二十七条の二十七第一項第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号」に改める。

第二十八条第一項第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び個人番号」に改め、同条第五項中「及び変更の年月日」を「変更の年月日及び個人番号」に改め、同条第九項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第二十八条の二中「及び申請年月日」を「個人番号及び申請年月日」に改める。

第三十二条の三第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第三十二条の六中「被保険者の氏名」の下に「及び個人番号」を加える。

第十八条 国民健康保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「平成二十五年法律第二十七号」の下に「。以下「番号利用法」という。」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、市町村が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該届書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第十条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第十二条の二中「しない場合」の下に「又は市町村が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるとき」を加える。

(児童扶養手当法施行規則の一部改正)

第十九条 児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。



樣式第一號(第一條)關係

裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。 ※ ※ ※ の欄は記入する必要がありません。字は楷書書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

- 1 ⑦の欄は、住所地の金融機関のうちに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。
- 2 ⑩、⑪及び⑫の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 3 ⑩、⑫及び⑬の欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
- 4 ⑭欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となつた日以後、あなた（請求者）が当該児童の監護等（あなたが母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育すること）を始めた年月日を記入してください。
- 5 ⑮及び⑯の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 6 ⑳の欄は、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又はあなたが母若しくはは養育者である場合であつて児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となつていないときは父の「公的年金」の受給状況、あなたが父である場合であつて児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となつていないときは母の「公的年金」の受給状況を記入してください。
- 7 ㉑の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 8 ㉒の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入して下さい。
なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。
(1) 請求者については、㉔に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㉔に特定扶養親族の数を、㉔に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
(2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 9 ㉓の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 10 ㉔の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- 11 ㉕の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の8割に相当する額（1円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の8割に相当する額の合計額を記入してください。
- 12 ㉖の欄は、請求者が母である場合には、寡婦控除及び寡婦控除特別加算の額、請求者が父である場合には、寡夫控除の額は控除しません。
- 13 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。
(1) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
(2) 請求者が母であり、児童と同居していない場合には、児童を監護していることを明らかにすることができる書類
(3) 請求者が父であり、児童と同居していない場合には、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類
(4) 請求者が母又は父以外の者である場合には、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類
(5) 児童又は児童の父若しくは母が障害の状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病による場合には、エックス線直接撮影写真
呼吸器系結核・肺そそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈けいよう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの
- (6) 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
(ア) 父又は母が生死不明の場合、(イ) 父又は母が1年以上遺棄している場合、(ウ) 父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合、(エ) 父又は母が1年以上拘禁されている場合
(7) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、㉔から㉔までの欄に記入した事項について、前の住所の市区町村長の証明書
(8) 児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償等を受けることができる場合は児童が公的年金の加算の対象となつていない場合には、その給付を行う者の証明書
(9) このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。
- 14 この請求書について分らないことがありますたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。
㉔ 虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

様式第四号を次のように改める。



注 意

- 1 ②④及び⑩の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき又は申請するとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 2 ④から⑩までの欄は、新たに手当の支給の対象となる児童について記入して下さい。
- 3 ⑨の欄の「監護等」とは、請求者が母である場合には監護すること、請求者が父である場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、請求者が養育者である場合には養育することをいいます。
- 4 ⑪の欄は、児童の状況について、次に掲げる場合のうち該当する文字を○で囲んで下さい。
イ 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）を解消した。
ロ 父が死亡した。
ハ 父が障害の状態にある。
ニ 父の生死が明らかでない。
ホ 父が児童を引き続き1年以上遺棄している。
ヘ 父が母の申立てにより保護命令を受けた。
ト 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
チ 母が死亡した。
リ 母が障害の状態にある。
ス 母の生死が明らかでない。
ル 母が児童を引き続き1年以上遺棄している。
ワ 母が父の申立てにより保護命令を受けた。
ロ 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
カ 婚姻によらないで生れた児童である。
コ 養児などで父母がいるかいないかが明らかでない。
- 5 ⑫から⑭までの欄は、それぞれの児童の父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 6 ②④及び⑩の欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
- 7 ⑭の欄は、新たに手当の支給の対象となる児童が父又は母の死亡により「公的年金」又は「遺族補償」を受けることができる場合に記入して下さい。
- 8 ⑯の欄は、新たに手当の支給の対象となる児童が、請求者が母又は養育者である場合には父に、請求者が父である場合には母に支給される公的年金の額に加算の対象となっている場合に記入して下さい。
- 9 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。
なお、書類については省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。
イ 新たに手当の支給の対象となる児童の戸籍の抄本とその児童の属する世帯の全員の住民票の写し
ロ 請求者が母である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類
ハ 請求者が父である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類
ニ 請求者が母又は父以外の者である場合は、新たに手当の支給の対象となる児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者がその児童を養育していることを明らかにすること
ホ 新たに手当の支給の対象となる児童又はその父若しくは母が障害の状態にある場合には医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときにはエックス線直接撮影写真・呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゆう・骨又は関節結核・骨すい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの
ヘ 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
（イ）新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母の生死が明らかでない場合
（ロ）新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母が引き続き1年以上その児童を遺棄している場合
（ハ）新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合
（ニ）新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている場合
ト 児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償を受けることができる場合は児童が加算の対象となっている場合には、その給付を行う者の証明書
- 10 手当の全部又は一部が支給停止となっている方で、新たに手当の支給の対象となる児童が児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかに該当する児童をいう。）である方は、併せて児童扶養手当支給停止関係届を出してください。
- 11 この請求書は、市役所、区役所又は町村役場に出してください。この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

様式第五条の二（表面）を次のように改める。



(表 面)

様式第五号の二 (第三条の二関係)

※※第	号		
※経 由 町 村 名	※市 区 町 村 受付年月日	平成 年 月 日	
※町 村 平成 年 月 日 提 出 第 号	※町 村 平成 年 月 日 再 提 出 第 号		
児童扶養手当支給停止関係 {発生 消滅 変更} 届			
(ふりがな) _____ 氏 名		証 書 番 号	第 号
住 所			
① 支給停止事由発生 (変更) 平成 年 月 日 イ 所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった。 ロ 所得の高い人と婚姻した。 ハ 法第9条の児童 (孤児等) の養育者がその児童と養子縁組をした。 ニ 法第9条の児童 (孤児等) の養育者がその児童を養育しなくなった。 ホ 法第9条の児童 (孤児等) が死亡した。 ヘ 養育している児童のすべてが法第9条の児童 (孤児等) に該当しなくなった。 ト その他 ()			
② 支給停止事由消滅 (変更) 平成 年 月 日 イ 所得の高い扶養義務者に扶養されなくなった。 ロ 所得の高い扶養義務者が死亡した。 ハ 所得の高い配偶者と婚姻を解消した。 ニ 所得の高い配偶者が死亡した。 ホ 法第9条の児童 (孤児等) を養育するようになった。 ヘ 養育している児童が法第9条の児童 (孤児等) に該当するようになった。 ト その他 ()			
扶養義務者又は 配偶者の氏名 及び個人番号	(氏名) (個人番号)	扶養義務者又は 配偶者の氏名 及び個人番号	(氏名) (個人番号)
上記のとおり、児童扶養手当支給停止 {発生 消滅 変更} について届け出ます。 平成 年 月 日 都道府県知事 (福祉事務所長) 氏 名 殿 市 町 村 長 (福祉事務所長)			
※※ 通知 平成 年 月 日			
備 考			

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。

◎ ※、※※の欄には記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正)

第二十条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則(昭和三十八年厚生省令第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。



様式第一号（第1条関係）
（表面）

戦没者等の妻に対する特別給付金請求書														1-01	
戦没者等	フリガナ			生 年 月 日	※ 1 明治 2 大正 3 昭和	年	月	日							
	氏 名			死 年 月 日	※ 1 昭和 2 平成	年	月	日							
	もとの身分				死 年 月 日										
	除 籍 時 の 本 籍 等														
請求者	フリガナ			生 年 月 日	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成	年	月	日							
	氏 名			生 年 月 日											
	フリガナ														
	住 所														
	個 人 番 号														
被相続人	フリガナ			死 年 月 日	※ 1 昭和 2 平成	年	月	日							
	氏 名			死 年 月 日											
代理人等	フリガナ			区 分	※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等										
	氏 名			区 分											
	フリガナ														
	住 所														
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名															
国 債 受 領 希 望 取 扱 店 名															
フリガナ															
国 債 の 償 還 金 の 希 望 支 払 場 所															
戦没者等の妻が受けている給付の種類別	※ 01 公務扶助料 02 特例扶助料 11 遺族年金	12 特例遺族年金 21 遺族給与金 22 特例遺族給与金 31 旧令共済組合殉職年金	32 郵政省共済組合殉職年金 33 国鉄共済組合殉職年金 34 日本電信電話公社共済組合殉職年金												
遺族国庫債券（弔慰金）を受けたか受けないかの別					※ 1 受けた ・ 2 受けない										
上記により、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。															
平成 年 月 日 電話															
氏名															
厚生労働大臣 知事 殿															

（裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。）

記載上の注意

- 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徴用工)」等のように記載してください。
- 3 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。
 - (1) 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。
 - (2) 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出勤していた工場、事業場等の名称及び所在地。
- 4 戦没者等の妻の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、「被相続人」の欄にも当該戦没者等の妻の氏名等を記載してください。
- 5 「代理人等」の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1代理人)
 - (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2親権者等)
 - (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3成年後見人等)
- 6 「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 7 最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の二を次のように改める。



様式第一号の二（第1条関係）
（表面）

戦没者等の妻に対する特別給付金請求書（継続）														1-04		
戦没者等	フリガナ			生 年 月 日	※ 1 明治 年 月 日 2 大正 年 月 日 3 昭和 年 月 日											
	氏 名			死 亡 年 月 日	※ 1 昭和 年 月 日 2 平成 年 月 日											
	除 籍 時 の 本 籍 等															
請 求 者	フリガナ			生 年 月 日	※ 1 明治 年 月 日 2 大正 年 月 日 3 昭和 年 月 日 4 平成 年 月 日											
	氏 名															
	フリガナ															
	住 所															
	個 人 番 号															
被相続人	フリガナ			死 亡 年 月 日	※ 1 昭和 年 月 日 2 平成 年 月 日											
	氏 名															
代理人等	フリガナ			区 分	※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等											
	氏 名															
	フリガナ															
	住 所															
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名																
国 債 受 領 希 望 取 扱 店 名																
フリガナ																
国 債 の 償 還 金 の 希 望 支 払 場 所																
戦 没 者 等 の 妻 が 受 け て い る 給 付 の 種 別	※ 01 公務扶助料 12 特例遺族年金 32 郵政省共済組合殉職年金 02 特例扶助料 21 遺族給与金 33 国鉄共済組合殉職年金 11 遺族年金 22 特例遺族給与金 34 日本電信電話公社共済組合殉職年金 31 旧令共済組合殉職年金															
	特別給付金国庫債券（額面金額 20 万円）を受けたか受けないかの別				※ 1 受けた（ 号） 2 受けない					請 求 当 時 の 住 所						
										都道 市区 府県 町村						
上記により、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。																
平成 年 月 日 電話																
氏名																
厚生労働大臣 知事 殿																

（裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。）

記載上の注意

- 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徴用工)」等のように記載してください。
- 3 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。
 - (1) 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。
 - (2) 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の名称及び所在地。
- 4 戦没者等の妻の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、「被相続人」の欄にも当該戦没者等の妻の氏名等を記載してください。
- 5 「代理人等」の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1代理人)
 - (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2親権者等)
 - (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3成年後見人等)
- 6 「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 7 最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の三を次のように改める。



（表面）

戦没者等の妻に対する特別給付金請求書（継続）														1-4	
戦 没 者 等	フリガナ			生 年 月 日	※ 1 明治 年 月 日 2 大正 3 昭和										
	氏 名			死 亡 年 月 日	※ 1 昭和 年 月 日 2 平成										
	①もとの身分														
	②除籍時の本籍等														
③請 求 者	フリガナ			生 年 月 日	※ 1 明治 年 月 日 2 大正 3 昭和 4 平成										
	氏 名														
	フリガナ													〒	
	住 所														
	個 人 番 号														
④被相続人	フリガナ			死 亡 年 月 日	※ 1 昭和 年 月 日 2 平成										
	氏 名														
⑤代 理 人 等	フリガナ			区 分	※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等										
	氏 名														
	フリガナ													〒	
	住 所														
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名															
⑥ 国 債 受 領 希 望 取 扱 店 名															
フリガナ															
⑦ 国 債 の 償 還 金 の 希 望 支 払 場 所															
戦没者等の妻が受けている給付の種別	※ 01 公務扶助料 12 特例遺族年金 32 郵政省共済組合殉職年金 02 特例扶助料 21 遺族給与金 33 日本鉄道共済組合殉職年金 11 遺族年金 22 特例遺族給与金 34 日本電信電話共済組合殉職年金 31 旧令共済組合殉職年金														
戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたか受けないかの別															
※ 1 受けた	第 回特別給付金国庫債券 号			請 求 当 時 の 住 所		都 道 府 県		市 区 町 村							
	第 回特別給付金国庫債券 号														
	前 回 裁 定 通 知 書 記 号 番 号									第 号					
2 受けない	⑧戦傷病者等が受けていた給付の障害の程度			項 症 年 金 給 付 の 支 給 開 始 年 月 日		※ 1 昭和 年 月 日 2 平成									
				障害の原因となった傷病の発生日		※ 1 昭和 年 月 日 2 平成									
上記により、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。															
平成 年 月 日 電話															
氏名 殿															
厚生労働大臣 知事															

（裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。）

記載上の注意

- 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 ①の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徴用工)」等のように記載してください。
- 3 ②の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。
 - (1) 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地
 - (2) 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の名称及び所在地
- 4 戦没者等の妻の相続人が請求者である場合は、③の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、④の欄にも当該戦没者等の妻の氏名等を記載してください。
- 5 ⑤の欄は、③の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1代理人)
 - (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2親権者等)
 - (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3成年後見人等)
- 6 ⑥の欄は、国債の受領を市区町村長に委任した場合には記載しないでください。
- 7 ⑦の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 8 ⑧の欄は、たとえば「第3 項症」(増加恩給等の場合)あるいは「3 級」(旧令共済組合障害年金等の場合)のように記載してください。
- 9 最下欄の氏名は、③の欄の氏名を記載してください。ただし親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。
なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の四を次のように改める。



様式第一号の四（第1条関係）
（表面）

戦没者等の妻に対する特別給付金請求書（再継続）														1 - 10	
戦 没 者 等	フリガナ					生 年 月 日	※ 1 明治 年 月 日 2 大正 年 月 日 3 昭和 年 月 日								
	氏 名					死 亡 年 月 日	※ 1 昭和 年 月 日 2 平成 年 月 日								
	もとの身分														
	除 籍 時 の 本 籍 等														
請 求 者	フリガナ					生 年 月 日	※ 1 明治 年 月 日 2 大正 年 月 日 3 昭和 年 月 日 4 平成 年 月 日								
	氏 名														
	フリガナ														
	住 所														
	個 人 番 号														
被 相 続 人	フリガナ					死 亡 年 月 日	※ 1 昭和 年 月 日 2 平成 年 月 日								
	氏 名														
代 理 人 等	フリガナ					区 分	※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等								
	氏 名														
	フリガナ														
	住 所														
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名															
国 債 受 領 希 望 取 扱 店 名															
フリガナ															
国 債 の 償 還 金 の 希 望 支 払 場 所															
戦 没 者 等 の 妻 が 受 け て い る 給 付 の 種 別	※ 01 公務扶助料 12 特例遺族年金 32 郵政省共済組合殉職年金 02 特例扶助料 21 遺族給与金 33 国鉄共済組合殉職年金 11 遺族年金 22 特例遺族給与金 34 日本電信電話公社共済組合殉職年金 31 旧令共済組合殉職年金														
	第四回特別給付金国庫債券（額面金額 60 万円）を受けたか受けないかの別														
※ 1 受けた（ 号） 2 受けない															
請 求 当 時 の 住 所 都道 市区 府県 町村															
上記により、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。															
平成 年 月 日 電話															
氏名															
厚 生 労 働 大 臣 知 事 殿															

（裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。）

記載上の注意

- 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徴用工)」等のように記載してください。
- 3 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。
 - (1) 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。
 - (2) 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の名称及び所在地。
- 4 戦没者等の妻の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、「被相続人」の欄にも当該戦没者等の妻の氏名等を記載してください。
- 5 「代理人等」の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1代理人)
 - (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2親権者等)
 - (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3成年後見人等)
- 6 「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 7 最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の五を次のように改める。



戦没者等の妻に対する特別給付金請求書（再継続）													1-10	
戦没者等	フリガナ			生 年 月 日	※ 1 明治 年 月 日 2 大正 3 昭和									
	氏 名			死 亡 年 月 日	※ 1 昭和 年 月 日 2 平成									
	①もとの身分													
③請求者	フリガナ			生 年 月 日	※ 1 明治 年 月 日 2 大正 3 昭和 4 平成									
	氏 名													
	フリガナ											〒		
	住 所													
④被相続人	フリガナ			死 亡 年 月 日	※ 1 昭和 年 月 日 2 平成									
	氏 名													
⑤代理人等	フリガナ			区 分	※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等									
	氏 名													
	フリガナ											〒		
住 所														
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名														
⑥ 国 債 受 領 希 望 取 扱 店 名														
フリガナ														
⑦ 国 債 の 償 還 金 の 希 望 支 払 場 所														
戦没者等の妻が受けている給付の種類別	※ 01 公務扶助料 12 特例遺族年金 32 郵政省共済組合殉職年金 02 特例扶助料 21 遺族給与金 33 日本鉄道共済組合殉職年金 11 遺族年金 22 特例遺族給与金 34 日本電信電話共済組合殉職年金 31 旧令共済組合殉職年金													
	戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたか受けないかの別													
※ 1 受けた	第 回特別給付金国庫債券 号			請求当時の住所		都道府県		市区町村						
	第 回特別給付金国庫債券 号			第 回特別給付金国庫債券 号		前回裁定通知書記号番号								
2 受けない	⑧戦傷病者等が受けていた給付の障害の程度			項 症 年 金 たる 給 付 の 支 給 開 始 年 月 日		※ 1 昭和 年 月 日 2 平成								
	障害の原因となった傷病の発生前月日			※ 1 昭和 年 月 日 2 平成										
上記により、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。														
平成 年 月 日 電話														
氏名 印														
厚生労働大臣														
知 事 殿														

（裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。）

記載上の注意

- 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 ①の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徴用工)」等のように記載してください。
- 3 ②の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。
 - (1) 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地
 - (2) 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の名称及び所在地
- 4 戦没者等の妻の相続人が請求者である場合は、③の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、④の欄にも当該戦没者等の妻の氏名等を記載してください。
- 5 ⑤の欄は、③の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1代理人)
 - (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2親権者等)
 - (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3成年後見人等)
- 6 ⑥の欄は、国債の受領を市区町村長に委任した場合には記載しないでください。
- 7 ⑦の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 8 ⑧の欄は、たとえば「第3(項症)」(増加恩給等の場合)あるいは「3(級)」(旧令共済組合障害年金等の場合)のように記載してください。
- 9 最下欄の氏名は、③の欄の氏名を記載してください。ただし親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の六を次のように改める。



様式第一号の六（第1条関係）
（表面）

戦没者等の妻に対する特別給付金請求書（再々継続）														1 - 17	
戦没者等	フリガナ			生 年 月 日	※ 1 明治 年 月 日 2 大正 年 月 日 3 昭和 年 月 日										
	氏 名			死 亡 年 月 日	※ 1 昭和 年 月 日 2 平成 年 月 日										
	もとの身分														
	除 籍 時 の 本 籍 等														
請 求 者	フリガナ			生 年 月 日	※ 1 明治 年 月 日 2 大正 年 月 日 3 昭和 年 月 日 4 平成 年 月 日										
	氏 名														
	フリガナ											〒			
	住 所														
	個 人 番 号														
被相続人	フリガナ			死 亡 年 月 日	平成 年 月 日										
	氏 名														
代 理 人 等	フリガナ			区 分	※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等										
	氏 名														
	フリガナ											〒			
	住 所														
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名															
国 債 受 領 希 望 取 扱 店 名															
フリガナ															
国 債 の 償 還 金 の 希 望 支 払 場 所															
戦 没 者 等 の 妻 が 受 け て い る 給 付 の 種 別	※ 01 公務扶助料 12 特例遺族年金 32 郵政省共済組合殉職年金 02 特例扶助料 21 遺族給与金 33 日本鉄道共済組合殉職年金 11 遺族年金 22 特例遺族給与金 34 日本電信電話共済組合殉職年金 31 旧令共済組合殉職年金														
	第十回特別給付金国庫債券（額面金額 120 万円）を受けたか受けないかの別														
	※ 1 受けた 2 受けない														
	上 記 国 庫 債 券 を 受 け た 場 合														
裁定通知書の記号及び番号	第 号	国債の記号	号	請 求 当 時 の 住 所 都道 市区 府県 町村											
上記により、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。															
平成 年 月 日 電話															
氏名															
厚生労働大臣 知事 殿															

（裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。）

(裏面)

記載上の注意

- 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徴用工)」等のように記載してください。
- 3 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。
 - (1) 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。
 - (2) 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の名称及び所在地。
- 4 戦没者等の妻の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、「被相続人」の欄にも当該戦没者等の妻の氏名等を記載してください。
- 5 「代理人等」の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1代理人)
 - (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2親権者等)
 - (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3成年後見人等)
- 6 「国債受領希望取扱店名」の欄は、国債の受領を市区町村長に委任した場合には記載しないでください。
- 7 「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 8 最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の七を次のように改める。



(表面)

戦没者等の妻に対する特別給付金請求書（再々継続）														1 - 1 7	
戦 没 者 等	フリガナ			生 年 月 日	※ 1 明治 年 月 日 2 大正 年 月 日 3 昭和 年 月 日										
	氏 名			死 亡 年 月 日	※ 1 昭和 年 月 日 2 平成 年 月 日										
	①もとの身分														
	②除籍時の本籍等														
③請 求 者	フリガナ			生 年 月 日	※ 1 明治 年 月 日 2 大正 年 月 日 3 昭和 年 月 日 4 平成 年 月 日										
	氏 名														
	フリガナ													〒	
	住 所														
	個 人 番 号														
④被相続人	フリガナ			死 亡 年 月 日	平成 年 月 日										
	氏 名														
⑤代 理 人 等	フリガナ			区 分	※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等										
	氏 名														
	フリガナ													〒	
	住 所														
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名															
⑥ 国 債 受 領 希 望 取 扱 店 名															
フリガナ															
⑦ 国 債 の 償 還 金 の 希 望 支 払 場 所															
戦 没 者 等 の 妻 が 受 け て い る 給 付 の 種 別	※ 01 公務扶助料 12 特例遺族年金 32 郵政省共済組合殉職年金 02 特例扶助料 21 遺族給与金 33 日本鉄道共済組合殉職年金 11 遺族年金 22 特例遺族給与金 34 日本電信電話共済組合殉職年金 31 旧令共済組合殉職年金														
戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたか受けないかの別															
※ 1 受けた	第 回特別給付金国庫債券 号	請 求 当 時 の			都 道 市 区										
	第 回特別給付金国庫債券 号	住 所			府 県 町 村										
	第 回特別給付金国庫債券 号														
	前 回 裁 定 通 知 書 記 号 番 号				第 号										
2 受けない	⑧戦傷病者等が受けていた給付の障害の程度	項 症 年 金 た る			※ 1 昭和 年 月										
		款 症 給 付 の 支 給			2 平成 年 月										
		の 程 度 級 開 始 年 月													
	障害の原因となった傷病の発生年月日			※ 1 昭和 年 月 日											
	2 平成 年 月 日														
上記により、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。															
平成 年 月 日 電話															
氏名 殿															
厚生労働大臣 知事															

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

記載上の注意

- 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 ①の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徴用工)」等のように記載してください。
- 3 ②の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。
 - (1) 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地
 - (2) 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の名称及び所在地
- 4 戦没者等の妻の相続人が請求者である場合は、③の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、④の欄にも当該戦没者等の妻の氏名等を記載してください。
- 5 ⑤の欄は、③の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1代理人)
 - (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2親権者等)
 - (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3成年後見人等)
- 6 ⑥の欄は、国債の受領を市区町村長に委任した場合には記載しないでください。
- 7 ⑦の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 8 ⑧の欄は、たとえば「第3項症」(増加恩給等の場合)あるいは「3級」(旧令共済組合障害年金等の場合)のように記載してください。
- 9 最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の八を次のように改める。



戦没者等の妻に対する特別給付金請求書（4回目継続）												1-22	
戦没者等	フリガナ			生 年 月 日	※ 1 明治 年 月 日 2 大正 年 月 日 3 昭和 年 月 日								
	氏 名			死 亡 年 月 日	※ 1 昭和 年 月 日 2 平成 年 月 日								
	①もとの身分												
③請求者	フリガナ			生 年 月 日	※ 1 明治 年 月 日 2 大正 年 月 日 3 昭和 年 月 日 4 平成 年 月 日								
	氏 名												
	フリガナ											〒	
	住 所												
④被相続人	フリガナ			死 亡 年 月 日	平成 年 月 日								
	氏 名												
⑤代理人等	フリガナ			区 分	※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等								
	氏 名												
	フリガナ											〒	
住 所													
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名													
⑥ 国 債 受 領 希 望 取 扱 店 名													
フリガナ													
⑦ 国 債 の 償 還 金 の 希 望 支 払 場 所													
戦没者等の妻が受けている給付の種別	※ 01 公務扶助料 12 特例遺族年金 32 郵政省共済組合殉職年金 02 特例扶助料 21 遺族給与金 33 日本鉄道共済組合殉職年金 11 遺族年金 22 特例遺族給与金 34 日本電信電話共済組合殉職年金 31 旧令共済組合殉職年金												
第十七回特別給付金国庫債券（額面金額 180 万円）を受けたか受けないかの別												※ 1 受けた 2 受けない	
上 記 国 庫 債 券 を 受 け た 場 合													
裁定通知書の記号及び番号	第 号	国債の記号	号	請 求 当 時 の 住 所 都道 市区 府県 町村									
上記により、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。													
平成 年 月 日 電話													
氏名 ⑤													
厚生労働大臣 殿 知事													

（裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。）

記載上の注意

- 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 ①の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徴用工)」等のように記載してください。
- 3 ②の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。
 - (1) 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地
 - (2) 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の名称及び所在地
- 4 戦没者等の妻の相続人が請求者である場合は、③の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、④の欄にも当該戦没者等の妻の氏名等を記載してください。
- 5 ⑤の欄は、③の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1代理人)
 - (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2親権者等)
 - (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3成年後見人等)
- 6 ⑥の欄は、国債の受領を市区町村長に委任した場合には記載しないでください。
- 7 ⑦の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 8 最下欄の氏名は、③の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。
なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の九を次のように改める。



戦没者等の妻に対する特別給付金請求書（4回目継続）													1-22	
戦没者等	フリガナ 氏 名	(姓)	(名)	生 年 月 日	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 年 月 日									
	①もとの身分				死 亡 年 月 日	※ 1 昭和 2 平成 年 月 日								
	②除籍時の 本 籍 等	都道 府 県												
③請 求 者	フリガナ 氏 名	(姓)	(名)	生 年 月 日	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 年 月 日									
	住 所	〒 都道 府 県												
	個 人 番 号													
④被相続人	フリガナ 氏 名	(姓)	(名)	死 亡 年 月 日	平成 年 月 日									
⑤代 理 人 等	フリガナ 氏 名	(姓)	(名)	区 分	※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等									
	住 所	〒 都道 府 県												
国 債 の 受 領 を 委 任 す る 市 区 町 村 長 等 の 名 称					⑥国債交付 取扱店名									
⑦ 国 債 の 償 還 金 の 希 望 支 払 場 所		名 称				所 在 地	都道 府 県		市区 町 村					
戦没者等の妻 が受けている 給付の種別		※ 01 公務扶助料 12 特例遺族年金 32 郵政省共済組合殉職年金 02 特例扶助料 21 遺族給与金 33 日本鉄道共済組合殉職年金 11 遺族年金 22 特例遺族給与金 34 日本電信電話共済組合殉職年金 31 旧令共済組合殉職年金												
戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたか受けないかの別														
※ 1 受けた	第 回特別給付金国庫債券 号			前 回 請 求		都道		市区						
	第 回特別給付金国庫債券 号			時 の 住 所		府 県		町 村						
2 受けない	第 回特別給付金国庫債券 号			前 回 請 求		都道		市区						
	第 回特別給付金国庫債券 号			時 の 住 所		府 県		町 村						
	前 回 裁 定 通 知 書 記 号 番 号			第 号		都道		市区						
2 受けない	⑧戦傷病者等が 受けていた給付 の障害の程度			項 症 年 金 た る 款 症 給 付 の 支 給 級 開 始 年 月		※ 1 昭和 2 平成 年 月								
	障害の原因となった傷病の発生日			※ 1 昭和 2 平成 年 月 日										
上記により、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。														
平成 年 月 日 電話														
氏名														
厚生労働大臣 知事 殿														

（裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。）

記載上の注意

- 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 ①の欄は、例えば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徴用工)」等のように記載してください。
- 3 ②の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。
 - (1) 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地
 - (2) 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の名称及び所在地
- 4 戦没者等の妻の相続人が請求者である場合は、③の欄に相続人の氏名等を、④の欄に戦没者等の妻の氏名等を記載してください。
- 5 ⑤の欄は、③の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1代理人)
 - (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2親権者等)
 - (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3成年後見人等)
- 6 ⑥の欄は、国債の受領を市区町村長等に委任した場合には記載しないでください。
- 7 ⑦の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称等を記載してください。
- 8 ⑧の欄は、例えば「第3項^⑧」(増加恩給等の場合)あるいは「3級^⑧」(旧令共済組合障害年金等の場合)のように記載してください。
- 9 最下欄の氏名は、③の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の十を次のように改める。



戦没者等の妻に対する特別給付金請求書 (5回目継続)												1-27	
戦没者等	フリガナ			生 年 日	※ 1 明治 年 月 日 2 大正 3 昭和								
	氏 名			死 亡 年 月 日	※ 1 昭和 年 月 日 2 平成								
	もとの身分												
請 求 者	フリガナ			生 年 日	※ 1 明治 年 月 日 2 大正 3 昭和 4 平成								
	氏 名												
	フリガナ								〒				
被相続人	フリガナ			死 亡 年 月 日	平成 年 月 日								
	氏 名												
	フリガナ								〒				
代理人等	フリガナ			区 分	※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等								
	氏 名												
	フリガナ								〒				
住所													
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名													
国 債 受 領 希 望 取 扱 店 名													
フリガナ													
国 債 の 償 還 金 の 希 望 支 払 場 所													
戦没者等の妻が受けている給付の種別		※ 01 公務扶助料 12 特例遺族年金 32 郵政省共済組合殉職年金 02 特例扶助料 21 遺族給与金 33 日本鉄道共済組合殉職年金 11 遺族年金 22 特例遺族給与金 34 日本電信電話共済組合殉職年金 31 旧令共済組合殉職年金											
第二十二回特別給付金国庫債券 (額面金額 200 万円) を受けたか受けないかの別												※ 1 受けた 2 受けない	
上 記 国 庫 債 券 を 受 け た 場 合													
裁定通知書の記号及び番号		第 号	国債の記号		号	請 求 当 時 の 住 所 都道 市区 府県 町村							
上記により、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。													
平成 年 月 日 電話													
氏名													
厚生労働大臣 知事 殿													

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

記載上の注意

- 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徴用工)」等のように記載してください。
- 3 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。
 - (1) 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。
 - (2) 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の名称及び所在地。
- 4 戦没者等の妻の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、「被相続人」の欄にも当該戦没者等の妻の氏名等を記載してください。
- 5 「代理人等」の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(1代理人)
 - (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2親権者等)
 - (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3成年後見人等)
- 6 「国債受領希望取扱店名」の欄は、国債の受領を市区町村長に委任した場合には記載しないでください。
- 7 「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 8 最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。
なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

(戦傷病者特別援護法施行規則の一部改正)

第二十一条 戦傷病者特別援護法施行規則(昭和三十八年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。



様式第1号（第1条関係）

戦 傷 病 者 手 帳 交 付 請 求 書									
ふりがな				明治 大正 昭和	年	月	日生	もとの 身分等	
氏 名									
個 人 番 号	12345678910								
本 籍	()			現 住 所					
公 務 上 の 傷 病 名									
障害の有無	有・無	障 害 名							
療養の要否	要・否	療養を必要とする傷病名							
療養を受けようとする医療機関の所在地及び名称				療養を必要とする期間	平成	年	月	日から	〔入 院〕 〔入院外〕
					平成	年	月	日まで	
傷病恩給等の裁定状況	受 給 有 無	種 別	法	等 級	項・款・目症		無期 有期（年 月まで） 一時金		
身体障害者手帳番号等		No. 第 級							
戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳を交付されたく、関係書類を添えて請求します。 平成 年 月 日 氏 名 ㊟ 都道府県知事 殿									

注 意

- 1 本籍欄の（ ）内には、退職時の本籍を記載してください。
- 2 障害の有無欄、療養の要否欄及び傷病恩給等の裁定状況欄は、該当する文字を○でかこんでください。
- 3 傷病恩給等の裁定状況欄のうち、種別欄には、根拠法令を記載し、等級欄の無期、有期、一時金の別は該当する文字を○でかこみ、有期の場合は、その終期を記載してください。
- 4 最下欄の請求者の氏名を自署により記載する場合は、押印は必要ありません。

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

様式第三号の一を次のように改める。



様式第3号の1（第6条関係）

療 養 給 付 請 求 書					
ふりがな 氏 名				戦傷病者 手帳番号	
	明治 大正 昭和	年	月		
個 人 番 号					
療養の給付を必要とする傷病名					
原傷病名 （当初の公務上の傷病名）					
※ すでに認定を受けた傷病名	(1)	(初・併)	※ 認定を受けた年月日	(1)	年 月 日
	(2)	(初・併)		(2)	年 月 日
	(3)	(初・併)		(3)	年 月 日
療養を必要とする期間	平成	年	月	日から	入 院 入 院 外 訪問看護等
	平成	年	月	日まで	
療養を受けようとする医療機関の所在地及び名称					
戦傷病者特別援護法による療養の給付（併発症の認定）を受けたく、関係書類を添えて請求します。 平成 年 月 日 現住所 氏 名 都道府県知事 殿 ㊟					

注意

- ※印欄は、併発症の認定を請求する場合のみ記入すること。
- 「すでに認定を受けた傷病名」欄は、療養給付開始当初に認定を受けた傷病又はその後認定を受けた併発症の別に応じて「初」又は「併」のいずれかを○印で囲むこと。
- 最下欄の請求者の氏名を自署により記載する場合は、押印は必要ありません。

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

様式第十号を次のように改める。



療 養 費 支 給 請 求 書

金 _____ 円

（内訳別紙のとおり）

戦傷病者特別援護法第17条の規定により平成 ____ 年 ____ 月分
療養費の支給を受けたく請求します。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

現住所

戦傷病者
手帳番号

個人番号

氏 名

都道府県知事 _____ 殿

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

様式第十一号を次のように改める。



様式第11号（第9条関係）

療 養 手 当 支 給 請 求 書				
氏 名		生年 月 日	明治 大正 昭和	年 月 日生
戦傷病者手帳 第 号				
個 人 番 号				
入院中の病院 又は診療所の 所在地・名称				
傷 病 名				
最近一年間 における療養の 状況	病院又は診療所の名称	入 院 期 間		備 考
		年 月 から 年 月 まで		
		年 月 から 年 月 まで		
		最 寄 の 郵便局名		
戦傷病者特別援護法第18条の規定により療養手当の支給を受けたく請求します。				
平成 年 月 日				
現住所 氏 名				
都道府県知事 殿				

注意 最下欄の請求者の氏名を自署により記載する場合は、押印は必要ありません。
備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

様式第十二号を次のように改める。



様式第12号（第11条関係）

葬 祭 費 支 給 請 求 書				
死 亡 し た 者	氏 名		生 年 月 日	明治 大正 年 月 日生 昭和
	戦傷病者手帳 第 号			
	死 亡 年 月 日			
	死亡した場所			
	死亡した原因			
			最 寄 の 郵便局名	
戦傷病者特別援護法第19条の規定による葬祭費の支給を受けたく、 関係書類を添えて請求します。 平成 年 月 日 現 住 所 死亡した者 との続柄 個 人 番 号 氏 名 ⑩ 都道府県知事 殿				

注意 請求者の氏名を自署により記載する場合は、押印は必要ありません。

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

様式第十三号を次のように改める。



様式第13号（第12条関係）

更 生 医 療 給 付 請 求 書			
氏 名		生 年 月 日	明治 大正 年 月 日生 昭和
戦傷病者手帳 第 号			
個 人 番 号	┆ ┆ ┆ ┆ ┆ ┆ ┆ ┆ ┆ ┆ ┆ ┆ ┆ ┆ ┆ ┆ ┆ ┆ ┆ ┆		
障 害 名		障害の程度	
戦傷病者特別援護法第20条の規定による更生医療の給付を受けたく、 関係書類を添えて請求します。 平成 年 月 日 現住所 氏 名 ㊟ 都道府県知事 殿			

注意 最下欄の請求者の氏名を自署により記載する場合は、押印は必要ありません。

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

様式第十五号を次のように改める。



様式第15号（第14条関係）

補装具支給（修理）請求書			
氏 名		生 年 月 日	明治 大正 年 月 日生 昭和
戦傷病者手帳 第 号			
個 人 番 号			
障 害 名		障害の程度	
支給（修理）を受けたい補装具の名称		修理を要する部位	
希望する製作修理業者住所・氏名			
製作・修理上特に希望する事項			
戦傷病者特別援護法第21条の規定により補装具の支給（修理）を受けたく、請求します。 平成 年 月 日 現住所 氏 名 都道府県知事 殿			

注意 最下欄の請求者の氏名を自署により記載する場合は、押印は必要ありません。
備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第二十二條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和三十九年厚生省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改正する。



(表 面)

(日本工業規格A列4番)

◎ 裏面の注意をよく読んでください。※、※※の欄は記入する必要があります。字は楷書ではっきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

(裏面)

注意

- 1 ⑥の欄は、支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その正しい名称及び口座番号を記入してください。
- 2 ⑫及び⑬の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 3 ⑭の欄は、支給対象障害児の障害による年金の受給について、該当する文字を○で囲んでください。
なお、「障害による年金」とは、厚生年金保険の障害厚生年金又は障害年金、各種共済組合の障害共済年金又は障害年金、労働者災害補償保険の障害補償年金等をいいます。
- 4 ⑯の欄は、あなたと生計を同じくしている(又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 5 ⑳の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲してください。
(1) 請求者については、④に老人控除対象配偶者の数を、⑤に老人扶養親族の合計数を、⑥に特定扶養親族の数を、⑦に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
(2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 6 ㉑の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 7 ㉒の欄は、前年(1月から6月までの間に請求をする人の場合には、前々年をいいます。)の所得について都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- 8 ㉓の欄は、前年の所得についての地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額等を記入してください。
- 9 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。
(1) あなたと支給対象障害児の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
(2) 請求者が父又は母である場合であって、請求者以外の父又は母も支給対象障害児を監護しているときは、その請求者が主としてその障害児の生計を維持していること、又は主としてその障害児を介護していることを明らかにすることができる書類
(3) 請求者が父又は母である場合であって、支給対象障害児と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類
(4) 請求者が父母以外の者である場合は、支給対象障害児の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者がその障害児を養育していることを明らかにすることができる書類
(5) 支給対象障害児についての医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときには、エックス線直接撮影写真呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゅう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他
(6) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、㉔から㉖までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書
- 10 この請求書について分からないことがありますたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

様式第四号を次のように改正する。



様式第四号(第二条関係)

(表 面)

※※第 号					
※経 由 市町村名		市区町村 平成 . . . 受付年月日			
市区町村 平成 . . . 提 出 第 号		市区町村 平成 . . . 再 提 出 第 号			
特 別 児 童 扶 養 手 当 額 改 定 請 求 書					
あ と な に た つ の い こ て	①(ふりがな) 氏 名	-----		②証 書 の 記号・番号	第 号
	③住所			④個人番号	
障 害 児 の こ と に つ い て	⑤支給対象障害児の氏名 (生年月日)	〔 昭和 年 月 日生 〕		〔 昭和 年 月 日生 〕	
	⑥個人番号				
	⑦請求者との続柄 (同居・別居の別)				
	⑧父の氏名				
	⑨母の氏名				
	⑩障害による年金の受給状 況	支給されている 支給停止 申請中 支給されていない	種類 ()	支給されている 支給停止 申請中 支給されていない	種類 ()
	⑪身体障害者手帳の番号及 び障害等級				
	⑫障害名				
関係書類を添えて、特別児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。 平成 年 月 日 氏 名 ⑩					
知事 殿					
市長					
※※ 改定・却下	改定年月	対象障害児数	証書	作成・改訂	平成 . . . 第 号
	年 月	(1級) 人			
		(2級) 人			

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきり書いて下さい。
記名押印に代えて証明することができます。

(日本工業規格 A列4番)

(裏 面)

注意

- 1 ⑧及び⑨の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入してさしつかえありません。
- 2 ⑩の欄は、支給対象障害児の障害による年金の受給について、該当する文字を○で囲んでください。

なお、「障害による年金」とは、厚生年金保険の障害厚生年金又は障害年金、各種共済組合の障害共済年金又は障害年金、労働者災害補償保険の障害補償年金等をいいます。

- 3 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。ただし、既に特別児童扶養手当の支給が行われている障害児の障害の程度が増進したことにより特別児童扶養手当の額の改定の請求を行うときは、(1)から(4)までの書類は添える必要がありません。

- (1) 支給対象障害児の戸籍の謄本又は抄本とその障害児の属する世帯全員の住民票の写し
- (2) 請求者が父又は母である場合であつて、請求者以外の父又は母も支給対象障害児を監護しているときは、その請求者が主としてその障害児の生計を維持していること、又は主としてその障害児を介護していることを明らかにすることができる書類
- (3) 請求者が父又は母であつて、支給対象障害児と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類
- (4) 請求者が父母以外の者である場合は、支給対象障害児の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者がその障害児を養育していることを明らかにすることができる書類
- (5) 支給対象障害児についての医師又は歯科医師の診断書、次の傷病にあるときは、エックス線直接撮影写真

呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゆう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他

- (6) 特別児童扶養手当証書

- 4 この請求書についてわからないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いて下さい。

様式第六号を次のように改正する。



様式第六号(第四条関係)

(表 面)

※※整理番号 第 号		※市区町村 平成 . . 受付年月日		※市区町村提出 平成 . .			
特 別 児 童 扶 養 手 当 所 得 状 況 届 (平成 年分)							
①証書記号・番号 第 号		②氏名		③住所			
④個人番号		⑤受 給 者		⑥配 偶 者		⑦ 扶 養 義 務 者	
氏 名							
⑧個人番号							
⑨控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(受給者については、①老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、⑩特定扶養親族の数、⑪16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))		(① 人) (⑩ 人) (⑪ 人)		(人)		(人)	
⑩⑨以外で前年の12月31日において受給者によって生計を維持していた児童		人					
⑪所 得 額		円 ※円		円 ※円		円 ※円	
控 除	⑫障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者及び扶養親族の数	人 円		人 円		人 円	
	⑬特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の数	人 円		人 円		人 円	
	⑭障害者・特別障害者・寡婦(寡夫)・寡婦の特例・勤労学生の特例	障・特障・寡・寡特・勤 円		障・特障・勤 円		障・特障・寡・寡特・勤 円	
	⑮	円 円		円 円		円 円	
	⑮	円 円		円 円		円 円	
⑯社会保険料等相当額		円		円		円	
⑰ 控 除 後 の 所 得 額		円		円		円	
⑱本年8月1日における支給対象障害児の状況		障害児氏名	続柄	生 年 月 日		同居別居の別	在 学 学校名
				昭和・平成 . .		同居別居	
				昭和・平成 . .		同居別居	
				昭和・平成 . .		同居別居	
				昭和・平成 . .		同居別居	
				昭和・平成 . .		同居別居	
上記のとおり、所得状況を届け出ます。 平成 年 月 日 知 事 殿 氏名 印 市 長							
※ 審 査	⑤～⑰欄の記載事項		⑱の欄及びその他の欄の記載事項				
	上記のとおり、相違ありません。 平成 年 月 日		市区町村長 印				
※※ 所得制限額 以上・未満							

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。記名押印に代えて証明することができます。

(日本工業規格 A列4番)

注意

1 この届は、毎年8月11日から9月10日までの間に出してください。この期間中に出不ないと手当の支払が差し止められることがあります。

なお、本年7月以降に認定請求書を出している方は、出す必要がありません。

2 ⑦の欄は、あなたと生計を同じくしている(又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

3 ⑨の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族(以下「扶養親族等」といいます。)の合計数を記入してください。

なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲してください。

(1) 受給者については、④に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、⑤に特定扶養親族の数を、⑥に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

(2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

4 ⑩の欄の「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。

5 ⑪の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

6 ⑫及び⑬の欄は、扶養親族等について該当する人の数を記入し、⑭の欄は、あなたが該当するときに、該当する文字を○で囲んでください。

7 ⑮の欄は、前年の所得について、地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額等を記入してください。

8 本年1月2日以後現住所に転入された方は、⑨から⑮の欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書を添えて出してください。

9 この届について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。